

○東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策を推進するため、既存住宅又はその敷地若しくは隣接する土地に太陽光発電設備を設置する者に対し、予算の範囲内において東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 奨励金の交付に関しては、東松山市補助金等の交付手続等に関する規則(昭和48年東松山市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「既存住宅」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第2条第2項に規定する新築住宅以外の一戸建て住宅をいう。

(交付対象設備)

第3条 奨励金の交付の対象となる太陽光発電設備(以下「交付対象設備」という。)は、次に掲げる要件に適合したものとする。

- (1) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が1kW以上10kW未満のもの
- (2) 未使用品であるもの(中古品及びリース品を除く。)
- (3) 発電された電気の一部又は全部を、既存住宅内で自家消費するもの

(交付対象者)

第4条 この要綱に基づき、交付対象設備に係る交付申請をすることができる者は、次の掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 自ら又は同一世帯の者が所有し、かつ、居住している市内の既存住宅又はその敷地若しくは隣接する土地に交付対象設備を設置する個人であること。
- (2) 交付対象設備を設置する既存住宅及びその敷地等に都市計画法(昭和4

3年法律第100号)又は建築基準法(昭和25年法律第201号)の違反がないこと。

(3) 市税の滞納がないこと。

(奨励金の交付)

第5条 奨励金は、東松山市商工会が発行する東松山地域通貨(共通商品券)とする。

2 奨励金の額は、1件あたり7万円に相当する額を限度とし、交付は、一つの住宅につき1回限りとする。

(奨励金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付申請書(様式第1号)のとおりとし、その提出期限は、市長が定める期限とする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しないものとし、同項第5号に規定する市長の定める事項についての書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し

(2) 申請者の市税に係る納税証明書又は非課税証明書

(3) 交付対象設備を設置する既存住宅の登記事項証明書の写し

(4) 交付対象設備の設置工事前の現況写真

(5) 交付対象設備の設置に係る図面

(6) 交付対象設備の設置工事の内訳が示されている請負契約書又は見積書の写し

(7) 交付対象設備の技術仕様を確認できるものの写し

(8) その他市長が必要と認めるもの

(奨励金の交付の決定通知等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 市長は、奨励金を交付しないことを決定した場合は、東松山市既存住宅太

陽光発電設備設置奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（事前着手の禁止）

第8条 奨励金の交付を受けようとする者は、前条第1項の交付決定通知書が交付される前に、交付対象設備の設置工事（以下「交付対象事業」という。）に着手してはならない。

（交付決定の変更等）

第9条 第7条第1項の規定により、奨励金の交付決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）が、交付対象事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止する場合は、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金変更・中止（廃止）申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金変更・中止（廃止）承認等通知書（様式第5号）により、交付対象者に通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 規則第12条の報告書の様式は、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金実績報告書（様式第6号）のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、交付対象事業の完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 交付対象設備の設置状況を示す写真
- (2) 交付対象設備の設置費用に係る支払証拠書類の写し及び内訳の分かる書類
- (3) 交付対象設備の型式が確認できる書類
- (4) 電力会社との接続契約を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（奨励金の額の確定）

第11条 規則第13条の規定による奨励金額の確定通知書の様式は、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付額確定通知書（様式第7号）のと

おりとする。

(奨励金の交付)

第12条 交付対象者は、前条に規定する通知を受けたときは、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付請求書兼受領書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により請求書の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(財産処分の制限)

第13条 規則第16条ただし書きに規定する市長が定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)は5年間とする。

2 交付対象者は、規則第16条の規定に基づき、交付対象事業により取得した財産の処分をしようとするときは、東松山市既存住宅太陽光発電設備奨励金に係る財産処分承認申請書(様式第9号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産処分の承認及び奨励金の返還)

第14条 市長は、前条第2項の規定により財産処分の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金に係る財産処分承認通知書兼返還命令書(様式第10号)により、交付対象者に通知するものとし、交付した奨励金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させることができる。

(協力)

第15条 交付対象者は、市長から交付対象設備の効果等に関する調査を求められたときは、これに協力するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月28日決裁）

この要綱は、令和4年12月28日から施行する。

附 則（令和7年5月30日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の東松山市既存住宅太陽光発電設備設置奨励金交付要綱の規定に基づき、既に印刷済みの用紙については、所要の修正を加え、なお使用することができる。